（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　（略）

2　水産流通適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関すること（消費・安全局及び資源管理部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～11　（略）

（漁獲監理専門官）

第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。

2　漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督並びに特定第一種第二号水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する特定第一種第二号水産動植物等をいう。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する同法第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）に関するものを助ける。

（漁業調整事務所の所掌事務）

第五百四十八条　（略）

2　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

五　九州漁業調整事務所　漁業法第百八十四条の規定による漁業の免許に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

（調整課の所掌事務）

第五百七十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　漁業法第百八十四条の規定による漁業の免許に関すること。

四　（略）

（日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第五条　日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成三十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六　（略） 七　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第三十二条第一項及び第二項	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～六　（略） 七　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十二条第一項

別記様式中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項及び第二項」に改める。